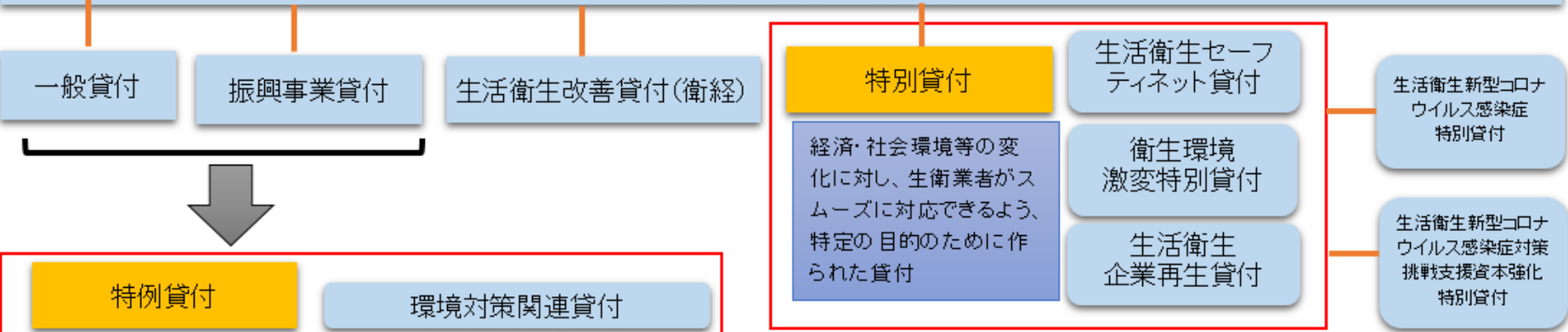


生活衛生資金貸付の制度概要—貸付制度—覧

生活衛生資金貸付



特例貸付

一般貸付及び振興事業貸付における貸付条件に特例を定めた貸付

- 環境対策関連貸付
- 新企業育成・事業安定等貸付
- 健康・福祉増進関連貸付

災害関連

一般貸付、振興事業貸付及び特例貸付において適用

(※)「その他被害者」に対する貸付制度は生活衛生セーフティネット貸付(経営環境変化資金)を適用

- 災害貸付(直接被害・間接被害のみ)
- 生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付(※)
- 生活衛生関係営業平成28年熊本地震特別貸付(※)
- 生活衛生関係営業平成30年7月豪雨特別貸付(※)
- 生活衛生関係営業令和元年台風第19号等特別貸付(※)
- 生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付(※)

- 一般貸付
生活衛生関係業者が、設備の設置等を行う際に要する資金の貸付
- 振興事業貸付
厚生労働省から振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員に対する貸付
- 生活衛生改善貸付
生活衛生同業組合等の推薦を受けた小規模事業者に対し、経営改善するための資金を無担保・無保証人で貸付する制度
- 災害貸付
災害からの復旧・再開のために必要な資金の貸付(常時取扱っている制度ではなく、災害の発生時に実施)